

# 豪州外国投資規制の見直し

4 September 2009

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

[www.bakernet.com](http://www.bakernet.com)

[www.taalo-bakernet.com](http://www.taalo-bakernet.com)

東京青山・青木・狛法律事務所  
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士  
事務所（外国法共同事業）  
100-0014  
東京都千代田区永田町2丁目13-10  
ブルデンシャルタワー

## Contact Information

Anne Hung (アン・ハン)

Tel: +81 3 5157 2710

Fax: +81 3 5157 2906

[Anne.Hung@bakernet.com](mailto:Anne.Hung@bakernet.com)

Paul A. Davis

(ポール・A・デービス)

Tel: +81 3 5157 2711

Fax: +81 3 5157 2906

[Paul.Davis@bakernet.com](mailto:Paul.Davis@bakernet.com)

## 豪州外国投資規制の見直し

豪州政府は、1975年の外資買収法(以下、「FATA」)への二つの修正案を検討中である。一つ目の修正案は、複雑な構成を持つ投資案件に対する認可要件の適用を明確にすることを目的とする。二つ目の修正案は、リスクの低い案件のための認可手続きの簡素化を目的としたものである。

## 複雑な投資案件への適用

外資買収法修正案は2009年8月20日に豪州連邦議会へ提出された。この修正案における修正の目的は、FATAの適用が、転換社債の取得等といった、より複雑な取引を含む全ての外国投資案件まで、その構成に関わらず、広げられることを確実にすることである。

現時点のFATAは、株式や議決権の取得等の伝統的な意味での「支配権」の概念に基づき構築されたものがある。しかし、これらの伝統的な概念にきれいに合致しない複雑な構成を持つ投資案件が増加している。

とりわけ、修正案は、一定の権益の取得（株式及び議決権の取得等を目的とする）に関する提案案件は、以下の要素に関わりなく、FATAの範囲内であることを明確にした。

- 権利が現在行使できるものか若しくは将来行使するもの；又は
- 権利が有効となる前に、充足されるべき条件がある。

この法案が可決された場合、法案は遡及的に2009年2月12日から適用されることになる。しかし、法案が有効となる以前に行われた取引の投資家が、申請するための猶予期間が与えられることを確実にするための移行規定ができることとされている。

## リスクの低い案件のための認可を簡素化

連邦財務大臣は、2009年8月4日付けのメディアリリースで、リスクの低い外国投資案件のための認可プロセスを簡素化する目的の、FATAへの追加修正法案が提出されていることを発表した。これは、上述の2009年8月20日の法案に含まれない。今年9月に議会にかかる修正案が提出される可能性は高い。

この修正案は以下を含む。

- 現行の、取得届出に関するいくつかの基準値を、一つの「高い」基準値（現行の基準値の2倍以上。）に差し替えること。
- 当該基準値を、GDPに対応してスライドさせること。
- 豪州において、1千万ドル以上の新事業を設立しようとする外国の民間投資家に対する届出義務を廃止すること。

## 外国投資家への影響

現在提案されている形で上述の修正法案が可決された場合、豪州での投資を計画している外国投資家は、将来の投資計画に認可が必要であるかを判断するために、これらの修正案を考慮する必要がある。加えて、2009年2月12日以降に買収案件に関与した、認可を申請していない投資家は、一つ目の修正法案がその投資に適用されるか否かを考える必要がある。

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー・マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー・マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。